

平成28年（2016年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成28年12月 6 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成28年12月 6 日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし



(午前 9時 30分)

---

### **玉津充議長**

皆さん、おはようございます。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成28年12月紀北町議会定例会が招集されました。

議員各位には公私ともにご多用のところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

去る12月1日に、新しい紀北町議会の組織が構成され、スタートしたところでありますが、議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての権能を果たすために、最善の努力を傾注してまいりたいと決意する次第であります。

どうかよろしく願い申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適切、妥当な議決に達せられるよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶といたします。

---

### **玉津充議長**

それでは、定刻に達していますので、ただいまから、平成28年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布したとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を、議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

### **脇俊明議会事務局長**

それでは、平成28年12月紀北町議会定例会会期日程表でございます。

第1日、12月6日、火曜日、9時30分 本会議、開会、人事案件上程、説明、質疑、討

論、採決、議案上程、説明、質疑、委員会付託、一般質問の締切は、本日の午後1時まででございます。

第2日、12月7日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、12月8日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、12月9日、金曜日、休会、常任委員会予備日。

第5日、12月10日、土曜日、休会、休日。

第6日、12月11日、日曜日、休会、休日。

第7日、12月12日、月曜日、休会、常任委員会予備日。

第8日、12月13日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、12月14日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、12月15日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、12月16日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。

でございます。

続きまして、平成28年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）でございます。

平成28年12月6日（火曜日）午前9時30分開議

- |     |  |
|-----|--|
| 第1  | 会議録署名議員の指名                               |
| 第2  | 会期の決定                                    |
| 第3  | 諸般の報告                                    |
| 第4  | 行政報告                                     |
| 第5  | 議案第54号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて      |
| 第6  | 議案第55号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて      |
| 第7  | 議案第56号 紀北町図書館条例                          |
| 第8  | 議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例      |
| 第9  | 議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第59号 紀北町税条例の一部を改正する条例                  |
| 第11 | 議案第60号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例             |
| 第12 | 議案第61号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例              |
| 第13 | 議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）            |
| 第14 | 議案第63号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）    |

第15 議案第64号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第16 議案第65号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

第17 議案第66号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

以上でございます。

### 玉津充議長

これより議事に入ります。

---

## 日程第1

### 玉津充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6番 瀧本 攻君

7番 近澤チヅル君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 玉津充議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月6日から12月16日までの11日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、12月6日から12月16日までの11日間とすることに決定しました。

---

## 日程第3

### 玉津充議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る12月1日に議会運営委員会が開催され、12月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に提出され受理した案件は、人事案件が2件、新規条例案件が1件、条例改正案件が5件、補正予算案件が5件、計13件となっております。また、三重県町村議会議長会から意見書の提出依頼が来ておりますが、総務産業常任委員会で協議をしていただくことと承っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間を予定しておりますが、通告を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。なお、通告書の受け付けは、本12月定例会から、本日の午前8時30分から午後1時までとなっております。通告書の締め切り時間には十分注意してください。また、質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。三重紀北消防組合議会は12月20日、火曜日、午前10時からの開催、紀北広域連合議会は同日、午後1時30分から開催の予定であります。また、荷坂やすらぎ苑組合議会は12月22日、木曜日、午後1時30分から開催の予定であります。組合議員におきましては、出席くださいますよう、お願い申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の川端龍雄氏が、議会の使命達成に向けた献身的な努力を重ね、町政の発展と公共の福祉を向上させたとともに、町の合併問題に真剣に取り組まれ、紀北町誕生に導いた功績により、旭日雙光章を受けられましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ村島教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告します。

次に、年末年始における行事予定であります。

12月1日から12月10日までの10日間で、年末交通安全県民運動が展開されております。

運動の重点は、子どもと高齢者の交通事故防止、横断歩道における歩行者優先の徹底、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶であります。町民一人ひとりが交通安全を自らの問題として捉え、交通安全の各種行事に積極的に参加するなど、交通安全意識を高め、交通事故防止に努めていただきたいと思います。

また、12月22日から12月30日まで9日間で、長島港前浜において、恒例の紀北町年末きいながしま港市が開催されます。今年も関係者一同、一丸となって開催に向け取り組んでいるところと伺っております。町民の皆様、並びに議員におかれましても、イベントが成功に終わりますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、平成29年1月4日、水曜日、午前10時から、潮南中学校グラウンドで消防出初式が開催されます。

また、1月8日、日曜日、午前10時30分から、東長島公民館で成人式が開催されます。出席方、よろしくお願い致します。

次に、常任委員会の開催についてであります。7日と8日の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4

### 玉津充議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただ

きます。

最初に、日本農業遺産・世界農業遺産への認定申請等に係る現地調査についてでございます。

本年9月に尾鷲林政推進協議会が認定申請を行っていた、日本農業遺産及び世界農業遺産に係る尾鷲ヒノキ林業の現地調査が、昨日12月5日に実施をされました。

現地調査は、世界農業遺産等専門家会議委員を含む調査団5名によりまして、尾鷲市内、紀北町内の山林及び施設等について、申請内容等に基づき実施されたものでございます。

今後、二次審査が行われ、年度内にはその結果が明らかになるものと思われませんが、尾鷲ヒノキはこの地域の大切な資源であり、尾鷲市・紀北町共に連携し、この地域の木材関連産業の活性化に繋げるため、認定に向けて支援を行っているところでございます。

議員の皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、地域おこし協力隊についてでございます。

人口減少や高齢化が進む本町におきまして、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、地域力の維持・強化に資するため、2名の方を地域おこし協力隊員として任用いたしましたので、ご報告を申し上げます。

移住定住促進業務担当といたしまして、10月1日に塚越美奈子氏を、ふるさと納税支援業務担当といたしまして、12月1日に中村隼人氏を任用させていただきました。

お二方には、これまでの経験を生かし、新たな紀北町の魅力を見いだしていただきまして、紀北町の発展に寄与していただくとともに、さらに、生涯にわたり紀北町に定住していただければと考えているところでございます。

議員の皆様方におかれましても、ご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、12月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

## **玉津充議長**

以上で、行政報告を終わります。

### **玉津充議長**

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第5と日程第6の2件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### **玉津充議長**

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定しました。

### **玉津充議長**

お諮りします。

日程第5と日程第6の2件については、提案者から提案説明を求めることにあたり、一括して説明を求めることにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### **玉津充議長**

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については、一括して提案説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第54号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。現紀北町公平委員会委員の湊章男氏が、平成28年12月9日をもって、任期満了となることに伴い、紀北町河内124番地5 直江健一氏を後任として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

湊章男氏におかれましては、平成14年に旧紀伊長島町において公平委員会委員に就任さ

れ、長きにわたりご尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

後任の直江健一氏におかれましても、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有することから適任であると判断したものであります。

議案第55号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります  
が、現紀北町教育委員会委員の紀北町長島2086番地15 西村真紀氏が平成28年12月9日をもって、任期満了となることに伴いまして、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

人事案件は以上2件であります。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

#### **玉津充議長**

以上で、議案の提案説明を終わります。

---

### **日程第5**

#### **玉津充議長**

日程第5 議案第54号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第54号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

#### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 日程第6

#### 玉津充議長

日程第6 議案第55号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 する 者 な し )

#### 玉津充議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 する 者 な し )

#### 玉津充議長

これで、討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第55号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

**日程第7～日程第17**

**玉津充議長**

お諮りします。

日程第7 議案第56号から、日程第17 議案第66号までの11件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案11件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。しました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第56号 紀北町図書館条例であります。町民の教育と文化の発展に寄与するため、図書、記録、その他必要な資料を収集し、町民の利用に供する施設を設置することから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。が、人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する

必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部を改正する法律の関係部分の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例であります。紀北町紀伊長島郷土資料館を紀北町地域振興会館内に移設することから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,397万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,584万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億806万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,705万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額を変えず、歳出のみ総務費から780万2,000円を減額し、基金積立金に同額を増額するという、組み替え補正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出につきまして、営業費用を55万6,000円増額し、総額を2億9,763万7,000円に、資本的支出につきまして、建設改良費を25万6,000円増額し、総額を3億3,947万6,000円といたし

たいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、11件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜わりますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

### **玉津充議長**

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第56号の説明を求めます。

宮原生涯学習課長。

### **宮原俊也生涯学習課長**

おはようございます。

それでは、議案第56号 紀北町図書館条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第56号 紀北町図書館条例

紀北町図書館条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

町民の教育と文化の発展に寄与するため、図書、記録その他必要な資料を収集し、町民の利用に供する施設を設置することから、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

現在、紀北町には3つの図書館がございます。これらは多目的会館、町民センター、学習センターの施設の中の機能となっておりますことから、これらの図書室については特に条例で規定しておりませんでした。

今年度末に多目的会館図書室を地域振興会館に移転することから、これを機に図書館の設置を規定する条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、次のページをお願いいたします。

第1条では、第1条は趣旨で、町民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館を設置するとしております。

第2条は、名称と位置でございます。名称につきましては、現在の図書室が既存の施設

の2階とか3階であったり、1つの部屋に設置したりしておりますので、図書室といたしました。そして、今年度末に移転予定の地域振興会館の図書室を、紀伊長島図書室とし、町民センターの図書室を海山図書室とし、学習センターの児童図書室につきましては、児童図書室は1つしかございませんので、そのまま児童図書室といたしました。

位置につきましては、入っているそれぞれの施設の位置でございます。

第3条は、図書館で行う事業で、1号に、図書、記録その他必要な資料を収集し、町民の利用に供すること。

第2号では、図書館資料の適切な分類を。

第3号では、他の図書館と図書の相互貸借を行うことを規定してございます。

開館時間につきましては、第4条で、午前9時から午後5時までとし、休館日につきましては、第5条で、毎週月曜日と祝日、年末年始としております。

第6条では、入館制限を。

第7条では、委任を規定しております。

次のページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例の施行につきましては、教育委員会規則で定める日からとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

### **玉津充議長**

次に、議案第57号・議案第58号の説明を求めます。

濱田総務課長。

### **濱田多実博総務課長**

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の8ページをご覧ください。

議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

## 提案理由

人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

それでは、まず平成28年の人事院勧告の内容につきまして、要点を説明させていただきます。

1点目は、民間給与との格差を埋めるため、給料表1級の初任給を1,500円引き上げるなど、平均改定率0.2%の引上げを実施する。

第2点目は、勤勉手当の支給率を0.1月分引上げ、期末勤勉あわせて年間の支給率を4.2月から4.3月分に改定する。

3点目は、扶養手当の見直しで、配偶者にかかる扶養手当を減額し、子にかかる手当額を引き上げるもので、3点目につきましては、平成29年度から段階的に実施することから、本条例の施行の改正内容と、来年度以降の施行となる改正内容を、第1条、第2条関係と区分し、上程させていただくものであります。

9ページから16ページは改正文であります。

内容につきましては、17ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

まず第1条関係であります。勤勉手当、第28条第2項については、字句の整理であります。

第1号につきましては、旧条例では6月、12月いずれも100分の80の率を、新条例では12月分を100分の90とするものであります。

第2号につきましては、再任用職員については、同様に12月分に100分の5をプラスし、100分の42.5とするものであります。

附則の第12項につきましては、6級の俸給を受ける職員で、55歳に達した職員である特定職員についての規定を、今回の改定にあわせて改正するものであります。

続いて、別表第1、（第4条関係）の改正であります。行政職員の給料表であります。18ページから21ページが改正後の給料表で、22ページから25ページが改正前の給料表であります。この給料表は国家公務員の給料表に準じたものであり、若年層の適用号給の上がり幅を大きく、高年齢層の適用号給については、低く抑えた改定となっております。

26ページをご覧ください。

第2条関係であります。扶養手当、第13条第2項では、旧条例で子及び孫とあるものを、第2号では子に限定し、第3号では新たに孫を追加するもので、1号が追加されたことに

ともない、第3号以降を繰り下げるものでございます。第3項では、これまで配偶者の扶養手当を1万3,000円から6,500円に、満22歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある子については、6,500円を1万円にするものでございます。

26ページから28ページ、第14条は字句の整理によるものでございます。

28ページ、勤勉手当、28条では、第1条関係で勤勉手当の率を、12月の支給分として、100分の10を増加したものを、平成29年度からは6月、12月それぞれに均等に100分の5を増加し、100分の85とする改正でございます。

第2号の再任用職員についても、均等に100分の40とするものであります。

29ページ附則の12項につきましても、特定職員について、同様の改正をするものでございます。

ここでおそれいりますが、14ページにお戻りください。

今回の改正にかかる附則の追加であります。

第1条第1項では、今回の改正のうち第1条関係は、公布の日から施行し、第2条及び附則第3号は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。また、第2項で、第1条関係の条例については、平成28年4月1日に遡って適用することを定めるものでございます。

第2条は、第1条関係で改正された条例に基づく前に支給された給与は、改正後の条例の内払いとみなすもので、改正後の条例に基づく給与との差額については、別途支給するものであります。

第3条は第2条関係の扶養について、段階的に改定を行うため、29年度においては配偶者を1万円に、子を8,000円とし、30年度以降は先ほど説明させていただいた額とするものであります。

第4条では、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

以上が、議案第57号の内容でございます。

### **濱田多実博総務課長**

続きまして、議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の30ページをご覧ください。

議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一

部を別紙のとおり改正する。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

31ページから35ページは改正文であります。

本条例の改正は、人事院勧告に基づき現業職給料表を改正するものであります。

改正内容につきましては、先ほど、議案第57号と同様に、若年層の適用号給の上がり幅は大きく、高年齢層の適用号給については、低く抑えた改定となっております。

37ページから40ページは改正後の給料表、41ページから44ページが改正前の給料表となっておりますので、お確かめいただきたいと思っております。また、35ページの附則によりまして、この条例は公布の日から施行するとし、平成28年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### **玉津充議長**

次に、議案第59号の説明を求めます。

中村税務課長。

#### **中村吉伸税務課長**

それでは、議案第59号について、ご説明させていただきます。

議案書45ページをお願いします。

議案第59号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方税法等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正の主な内容につきまして、説明させていただきます。

平成28年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この法律改正により平成28年4月1日から施行する事項につきましては、本年3月31日付けで、専決処分により町税条例の改正を行ってきたところでございます。

今回の改正は、地方税法等の改正のうち、期日が、平成29年1月1日よりも後になる事項につきましては、改正を行うものでございます。今回の改正は主に町民税の延滞金の計算期間の見直し、医療費控除の特例等を定めるものであります。

なお、説明にあたりましては、法令等の引用や条項等の削除による、単に条文番号等の繰り上げ等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

54ページをお願いいたします。

第19条、55ページ中段、第43条、57ページ上段、第48条、59ページ一番上の行、第50条につきましては、延滞期間、計算期間の見直しに関する改正でございます。具体的には、納税者が法定期限内に申告及び納付をした後に、申告税額が過大であるとして、更正の請求をした結果、減額更正となったものが、その後、再度税額を見直した結果、当初の申告税額に満たない範囲で、増額更正をした場合において、延滞金が課されないと、国税と同様の規定の整備を行ったものでございます。

続きまして、60ページ下段から61ページ上段をお願いいたします。

附則第6条 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、医療控除の特例を定めたもので、自主服薬推進のためにスイッチO T C薬を、年間1万2,000円を超えて支払った場合に、所得控除することを可能とした規定でございます。スイッチO T C薬とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品で、医師の処方箋がなくても購入できる薬のことでございます。

ただしこの特例の適用を受ける場合には、従来からの医療費控除の適用を受けることはできません。

次に、61ページ上段から、62ページ中段をご覧ください。

附則第16条 軽自動車税の税率の特例につきましては、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に伴う規定の整備でございます。

続きまして、62ページ下段から、66ページ上段をお願いいたします。

附則第20条2 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に

つきましては、外国居住者等所得相互免除法の改正により、特例適用利子とまたは特例適用配当等を有する者に対し、当該額に係る所得を分離課税することが改正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 玉津充議長

次に、議案第60号の説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

### 上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第60号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書70ページをご覧ください。

議案第60号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

地方税法の一部を改正する法律の関係部分の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

この度の改正でございますが、主な内容といたしましては、本町の国民健康保険料の算定方式は、4方式をとっておりまして、所得割、資産割、均等割、平等割の合計により各世帯の保険料を決定するものでございますが、このうち所得割の算定に係る条例の改正と、保険料の減額に係る条例の改正になります。

順番にご説明させていただきます。

まず所得割の算定に係る条例の改正についてでございますが、内容につきましては、地方税法の改正に伴い引用条項及び字句の整理を行うものであります。これまでの所得割の算定方法の内容が、特に変わるものではございません。

変更部分について、ご説明させていただきますので、71ページ、上から4行目以降をご覧ください。

第15条第1項中、「上場株式等に係る配当所得の金額」を、「上場株式等に係る配当所得等の金額に」、「第35条第1項又は」を、「第35条第1項、第35条の2第1項又は」に

改め、「第35条の2第1項」を削り、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「第35条の3第11項」を「第35条の3第15項」に、「基礎控除後の総所得金額等」を「基礎控除後の総所得金額等」に改めるものでございます。

改正条文につきましては、72ページ、73ページの新旧対照表、第15条の下線のとおりでございます。

次に保険料の減額に係る条例の改正についてでございますが、内容につきましては、先のご説明と同様に、地方税法の改正に伴い引用条項及び字句の整理を行うものであります。これまでの保険料の減額方法の内容が特に変わるものではございません。

変更部分について、ご説明させていただきますので、71ページ、下から6行目以降をご覧ください。

第34条第1項第1号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「規則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「第35条の3第11項」を「第35条の3第15項」に改めるものでございます。

改正条文につきましては、73ページ、74ページの新旧対照表、第34条の下線部分のとおりでございます。

これらの改正につきましては、71ページの附則のとおり、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第60号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

## **玉津充議長**

次に、議案第61号の説明を求めます。

宮原生涯学習課長。

## **宮原俊也生涯学習課長**

それでは、議案第61号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案書の75ページをお願いいたします。

議案第61号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例

紀北町郷土資料館条例（平成17年紀北町条例第168号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

紀北町紀伊長島郷土資料館を紀北町地域振興会館内に移設することから、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

説明につきましては、77ページの新旧対照表でさせていただきますので、そちらをご覧ください。

第2条の名称と位置でございます。

今回、今年度末に紀北町紀伊長島郷土資料館につきましては、地域振興会館のほうに移設することになりましたので、先ほど説明させていただきました、図書館条例との整合性も含めて、郷土資料館から郷土資料室と、改めさせていただきますものでございます。

それから、位置につきましては、今現在、郷土資料館を設置しております、紀伊長島体育館の敷地から、地域振興会館までの敷地が1筆となっております、その関係で、長島2141番地については、変更がございません。

説明については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

#### 玉津充議長

次に、議案第62号の説明を求めます。

上野財政課長。

#### 上野和彦財政課長

それでは、議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成28年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,397万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,584万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表は繰越明許費であります。第5款・農林水産業費、第3項・水産業費の海岸保全施設整備事業について、1億円を、平成29年度に繰越しようとするものでございます。

次に6ページをご覧ください。

第3表は地方債の補正であります。林道災害復旧事業の限度額690万円の追加と、臨時財政対策債が、発行可能額の決定により限度額を3,233万8,000円減額し、2億6,429万5,000円に変更しようとするものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに、地方特例交付金8万8,000円の減額は、交付額の決定に伴うものでございます。

第9款、第1項、第1目ともに、地方交付税は1億8,105万6,000円の増額は、普通交付税の交付額の決定によるものでございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第3目・衛生費負担金は37万円の増額は、未熟児養育医療給付負担金の実績見込みによるものでございます。

10ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第2目・衛生費負担金は39万5,000円の増額は、前年度未熟児養育医療給付事業に係る国庫負担金の精算によるものでございます。

第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金8,778万1,000円の増額は、臨時福祉給付金、国庫補助金（経済対策分）の増額で、平成26年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため、当初予算に計上し実施している簡素な給付措置による臨時福祉給付金の給付を、国の経済対策により継続実施するため、経済対策分として新たに交付されるものでござい

ます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第3目・衛生費負担金19万7,000円の増額は、前年度未熟児療養医療給付事業にかかる県負担金の精算によるものでございます。

11ページをご覧ください。

第2項・県補助金、第9目・災害復旧費補助金1,100万円の増額は、台風16号で被災した林道三戸西谷線の災害復旧事業にかかる林道災害復旧事業費補助金を新たに計上するものでございます。

第16款、第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金3,000万円は、ふるさと寄附金（ふるさと納税）の見込みによる増額でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金1億4,731万円の減額は、財政調整基金繰入金の一部を戻し入れするものでございます。

12ページをご覧ください。

第18目・ふるさと応援基金繰入金1,500万円の増額は、ふるさと寄附金（納税）推進事業で、返礼品等にかかる事業委託料に財源充当するものでございます。

第19款・諸収入、第4項・受託事業収入、第3目・農林水産業費受託事業収入907万1,000円の減額は、森林総合研究所分収造林受託事業収入の決定によるものでございます。

第6目・雑入は2,007万9,000円の増額は、紀北広域連合負担金の前年度精算金757万3,000円の増額と、消防救急デジタル無線（活動波）整備支援交付金1,250万6,000円の増額につきましては、平成25年度から平成27年度に、三重紀北消防組合が整備した消防救急デジタル無線（活動波）整備事業の市町実質負担額の一部に対し、三重県市町村振興協会が、平成28年度からの2年間に分けまして、支援を実施するもので、平成28年度分の紀北町交付額の決定によるものでございます。

13ページをご覧ください。

第20款及び第1項ともに町債、第9目・災害復旧事業債690万円の増額は、台風16号で被災した林道三戸西谷線の災害復旧事業に要する経費に、財源充当するための林道災害復旧事業債でございます。

第10目・臨時財政対策債3,233万8,000円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は575万4,000円を増額し、9,760万8,000円とするものでありますが、給与改定及び人事異動による組替や共済組合負担率の確定などによる職員人件費及び嘱託職員の賃金の精査によるものでございます。なお、今回の職員人件費の補正による増減内容につきましては、他の科目におきましても同じ内容でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

それでは、次に15ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は1,547万1,000円を増額し、5億5,831万1,000円とするものでありますが、特別職や職員の人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

16ページをご覧ください。

第5目・財産管理費は、3,000万円を増額し、4億7,527万9,000円とするものでありますが、ふるさと納税による寄附金を、ふるさと応援基金に積み立てるものでございます。

6目・企画費は1,549万円を増額し、1億1,296万9,000円とするものでありますが、総合計画策定事業の策定委員への報償費の増額49万円と、ふるさと寄附金（納税）推進事業の返礼品等に係る事業委託料1,500万円の増額によるものでございます。

第7目・支所及び出張所費は18万9,000円を減額し、2,883万1,000円とするものでありますが、嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

17ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は387万1,000円を減額し、8,966万5,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

18ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は245万2,000円を増額し、6,633万7,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

19ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は2万3,000円を減額し、716万円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

20ページご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は8,354万2,000円を増額し、10億7,091万3,000円とするものでありますが、職員人件費540万6,000円の減額、及び国民健康保険事業特別会計繰出金10万2,000円の減額と、紀北広域連合運営事業の負担金

78万8,000円の増額は、給与等人件費の精査によるものでございます。

臨時福祉給付金給付事業の48万1,000円の増額は、平成27年度臨時福祉給付金給付事業の実績に伴う国庫補助金の精算による返還金でございます。臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）の8,778万1,000円の増額は、消費税率の引上げによる影響を緩和するため、既に予算計上し、執行中の臨時福祉給付金給付事業に加え、新たに国の経済対策の一環として、継続実施するために必要な経費を計上するものでございます。

21ページをご覧ください。

第4目・国民年金事務費は31万7,000円を増額し、1,468万2,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

22ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、12万2,000円を増額し、4億9,538万4,000円とするものでございますが、職員給与費の精査に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額でございます。

第2目・養護老人ホーム費は661万5,000円を増額し、9,833万5,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は、379万5,000円を増額し、3,936万1,000円とするものでありますが、放課後児童クラブの保育実施場所の移転に伴う改修等に必要な経費を計上するものでございます。

第2目・保育所費は、3万7,000円を増額し、4億1,715万7,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

第3目・児童措置費は26万1,000円を増額し、1億8,415万6,000円とするものでありますが、平成27年度児童手当等支給事業の実績に伴う国庫負担金及び県負担金の精算による返還金でございます。

24ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は273万8,000円を減額し、1億8,474万2,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

第2目・予防費は、231万8,000円を増額し、7,884万8,000円とするものでございますが、予防接種事業の131万8,000円の増額は、B型肝炎ワクチン、定期予防接種化に伴い全額公

費負担による検査等委託料の増額と、未熟児養育医療給付事業100万円の増額は実績見込みに伴う事業負担の増額でございます。

25ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は686万9,000円を増額し、1億7,625万9,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

26ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は2万2,000円を増額し、654万8,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費は300万7,000円を増額し、6,295万6,000円とするものでありますが職員人件費の精査による322万8,000円の減額と、農業共済事務組合の県内一組合化への移行に伴う職員退職金の負担割合の決定による農政企画総合事業の一部事務組合負担金623万5,000円の増額によるものでございます。

第5目・農地費は214万9,000円を増額し、5,871万3,000円とするものでありますが、一般土地改良事業176万円の増額は、農業用施設の修繕等の維持経費に要する費用と、農地防災事業38万9,000円の増額は、山本排水機場の機器取替え修繕に要する費用でございます。

27ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は660万5,000円を増額し、4,605万4,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

第2目・林業振興費は、225万円を増額し、2,165万円とするものでありますが、紀北町木造住宅建築促進事業費補助金の制度拡充による町外分の実績見込みによる事業補助金の増額でございます。

第4目・町有林造成費は721万5,000円を減額し、6,873万3,000円とするものでありますが職員人件費の精査によるものでございます。

第5目・分収造林費は、907万1,000円を減額し、854万8,000円とするものでございますが、森林総合研究所分収造林受託事業収入の決定に伴う、分収造林事業の事業委託料の精算等によるものでございます。

29ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費の230万5,000円を減額し、2,046万7,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・水産業振興費は46万8,000円を増額し、4,365万6,000円とするものでありますが、

漁業近代化利子補給金補助金の実績見込みによる、漁業振興対策事業の事業補助金の増額でございます。

30ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は403万3,000円を減額し、5,562万9,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1,173万2,000円を減額し、9,439万1,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

32ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は4万8,000円を減額し、710万3,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものであります。

第2目・道路橋りょう維持費は19万2,000円を減額し、1億5,661万1,000円とするものでありますが、嘱託職員等賃金等の精査によるものでございます。

33ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は、32万3,000円を増額し、1,512万1,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

34ページをご覧ください。

第8款及び第1項がともに消防費、第1目・常備消防費は、203万5,000円を増額し、4億9,721万9,000円とするものでありますが、三重紀北消防組合にかかる職員人件費及び紀伊長島消防署庁舎移転にかかる用地関係などに伴う組合負担金の増額によるものでございます。

35ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は28万4,000円を増額し、8,334万円とするものでありますが、特別職や職員の人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

36ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は、212万8,000円を増額し、1億3,994万2,000円とするものでありますが、嘱託職員等賃金の精査による238万8,000円の減額と、小学校

管理運営事業は精算見込みによる光熱水費の100万円の増額と、小学校校舎等施設営繕事業は小学校施設の小修繕に要する修繕料351万6,000円の増額でございます。

37ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、35万5,000円を減額し、7,386万2,000円とするものでありますが、嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

38ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は226万3,000円を増額し、5,961万2000円とするもの及び39ページの第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費167万1,000円を減額し、1億4,148万1,000円とするものでありますが、いずれも職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は19万6,000円を減額し、1億2,139万3,000円とするものでありますが、職員人件費等の精査によるものでございます。

41ページをご覧ください。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費、第3目・林業施設災害復旧費は、2,130万9,000円を新たに計上するものでありますが、国補林道災害復旧費事業は、本年9月の台風16号より、島原地内ある林道三戸西谷線が被災し、災害復旧に要する経費1,940万9,000円を新たに計上するもので、町単林道災害復旧事業は同じく台風16号により被災した林道等の小修繕等に要する修繕料190万円を、新たに計上するものでございます。

42ページをご覧ください。

第11款、第1項ともに公債費、第1目・元金は137万円を増額し、12億4,024万8,000円とするものでありますが、長期債借入金償還金の利率見直しに伴う元金償還額の増額によるものでございます。

第2目・利子は964万6,000円を減額し、9,462万9,000円とするものでありますが、長期債借入金の利率見直し及び平成27年度起債の借入利率の決定等に伴う償還利子の精査等による減額でございます。

次に、43ページは、地方債の残高の見込みに関する調書ですが、次のページの合計欄で説明をさせていただきます。

44ページをご覧ください。

前年度末現在高は119億6,892万1,000円で、当該年度中の起債見込額が今回の補正後で

11億9,569万5,000円、当該年度中の元金償還見込額が12億4,024万7,000円であり、当該年度末現在高見込額は119億2,436万9,000円でございます。

続きまして、45ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、長等の共済費の精算見込みにより2万3,000円を減額し、補正後の総額としましては、1億4,796万9,000円となります。

46ページをご覧ください。

2の一般職174名分につきましては、給料598万1,000円、職員手当等1,566万1,000円と合わせて2,164万2,000円の増額、共済費が1,449万8,000円の減額より、合計714万4,000円の増額となります。補正後の総額としましては、12億141万円となります。

47ページをご覧ください。

増減額の明細でございますが、給料598万1,000円の増額は、給与改定による増額で138万3,000円、人事異動等による増額で459万8,000円となります。職員手当1,566万1,000円の増額は、給与改定による増額で655万8,000円、人事異動等による増額で692万8,000円、その他災害復旧事業等にかかる82万5,000円と、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）にかかる135万円は時間外勤務手当の増額でございます。

48ページ以降は、給与及び職員手当の状況について、記載したものでございます。

以上で、議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

---

### 玉津充議長

ここで、暫時休憩にします。

11時5分から再開します。

(午前 10時 48分)

---

### 玉津充議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 05分)

---

## 玉津充議長

次に、議案第63号、議案第64号の説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

## 上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第63号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億806万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正は、職員人件費に関するもののみでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、10万2,000円を減額して、1億9,631万4,000円とさせていただくものでございますが、給与改定や人事異動等に伴い職員人件費を精査し、一般会計からの人件費に対する繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましても、10万2,000円を減額し、4,346万3,000円とさせていただくものでございますが、歳入でご説明いたしましたとおり、職員人件費を減額させていただくものでございます。

以上で、議案第63号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

### 上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第64号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成28年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,705万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

この補正も、職員人件費に関するもののみでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金12万2,000円の増額は、給与改定や人事異動に伴い職員1名分の人件費の精査不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましても、12万2,000円の増額でございますが、歳入でご説明させていただきました職員1名分の人件費について、増額させていただくものでございます。

以上で、議案第64号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

### 玉津充議長

次に、議案第65号の説明を求めます。

堀福祉保健課長。

### 堀秀俊福祉保健課長

それでは、議案第65号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

本補正予算につきましては、歳入歳出の総額を変えず、歳出予算の組替えをするものであります。それでは、予算に関する説明書で、その内容を説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は780万2,000円を減額して、1億6,327万5,000円とするものであります。人事異動及び人事院勧告等による職員人件費442万4,000円の減額と、嘱託職員等賃金の精査による337万8,000円の減額によるものであります。

続いて、5ページをご覧ください。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は780万2,000円を増額し、1,327万円とするものであります。

第1款・総務費での減額分を、基金積立金に組替え計上するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

### 玉津充議長

次に、議案第66号の説明を求めます。

久保水道課長。

### 久保健作水道課長

それでは、議案第66号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を、ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成28年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成28年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順番にご説明いたします。

支出でございます。

第1款・水道事業費用、既決予定額2億9,708万1,000円、補正予定額55万6,000円の増額、計2億9,763万7,000円。

第1項・営業費用、既決予定額2億7,749万8,000円、補正予定額55万6,000円の増額、計2億7,805万4,000円。

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,790万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,425万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,665万7,000円、減債積立金1,550万3,000円、建設改良積立金2,149万1,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順番にご説明いたします。

支出でございます。

第1款・資本的支出、既決予定額3億3,922万円、補正予定額25万6,000円の増額、計3億3,947万6,000円。

第1項・建設改良費、既決予定額2億2,086万4,000円、補正予定額25万6,000円の増額、計2億2,112万円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 予算第8条中（1）職員給与費「8,334万5,000円」を「8,415万7,000円」に改める。

平成28年12月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、18ページ、19ページをよろしく申し上げます。

18ページは、平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画説明書、収益的支出でございます。

第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第1目・総係費を55万6,000円増額しまして、1億273万6,000円とするものでございます。これは人事異動及び給与改定による増額でございます。主な内容としましては、職員10名分にかかる給料62万8,000円の増額及び手当等51万5,000円の増額、また、賞与引当金繰入額24万8,000円の減額と、法定福利費の45万4,000円の減額等でございます。

これによりまして、第1項・営業費用は2億7,805万4,000円に、第1款・水道事業費用予算としまして、2億9,763万7,000円にするものでございます。

19ページをお願いします。

資本的支出でございます。

第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費を25万6,000円増額して、3,935万8,000円にするものでございます。

第1款・水道事業費用、職員1名分の人事異動及び給与改定による増額でございます。

主な内容としましては、職員1名分の給料7,000円の増額、手当33万7,000円の増額、また、賞与引当金繰入額2万9,000円の減額と、法定福利費6万円の減額等でございます。

これによりまして、第1項・建設改良費は、2億2,112万円に、また、第1款・資本的支出予算としましては、3億3,947万6,000円にするものでございます。

以上で、議案第66号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### **玉津充議長**

以上で、提案理由及び内容の説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

---

## 日程第7

### 玉津充議長

日程第7 議案第56号 紀北町図書館条例を議題といたします。

本議案については、新規条例のため、総務産業常任委員会の所管となっていますので、お間違いのないようにお願いします。

それでは、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

平野隆久君。

### 14番 平野隆久議員

図書館条例なんですけども、本来でしたら、図書館という名称で使われていたんですけども、今回、図書室という名称に変えられたということなんですけども、イメージとしてはね、図書館のほうが、イメージとしては良いような気がしますんで、図書室ということにされた理由について、答弁を求めます。

### 玉津充議長

宮原生涯学習課長。

### 宮原俊也生涯学習課長

お答えさせていただきます。

現在の図書室につきましては、多目的会館図書室、それから町民センター図書室というふうに、現在もなっております。児童図書館につきましてはのみ館という名称を付けてございます。今回ですね、図書室というふうに統一をさせていただこうとしました理由としては、やはり図書館といいますと、1つ独立の建物というようなイメージもありますし、現実的には、1つの施設のワンフロアですとか、1つの部屋というようなところに、その内部に設置しているものでございますので、室のほうが良いのではないかとということで、室とさせていただいております。

以上でございます。

### 玉津充議長

質疑される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

### **7番 近澤チヅル議員**

総務産業常任委員会ということで、急きょ発言させていただきます。

今までも図書館の条例がなかったということに、気がつきませんでした。今回、条例をつくったということですが、やはり国の図書館法に基づいて、つくったのだと思いますけれども、公立図書館法には、自治体の図書館は条例をつくらなければならないとなっていると思うんですけれども、今までつくってなかった理由はどうなのか、お伺いします。

### **玉津充議長**

宮原生涯学習課長。

### **宮原俊也生涯学習課長**

図書館につきましては、図書館法という国の法律がございますが、全ての公共施設で設置しているものについて、その図書館法に基づかなければいけないというものではございません。ですので、現在ある3つの図書室については、その図書館法の規定に基づくものではございません。

図書館法の規定に基づく図書館になりますと、議員がおっしゃられますように、その法の規定の中で、条例を設置するということになっておりますが、現在の図書室につきましては、図書館法の規定によっておりませんので、その必要がございませんでした。

今回、上程させていただきました、この図書館条例につきましても、図書館法によらない条例として、上程をさせていただいております。その理由はですね、図書館法に基づく図書館として規定することによって、最大のメリットは国庫補助金を受けることができるという規定があるものでございます。

しかしながら、今、国の制度の中で図書館に対する補助金というものが無いというのが、現状でございます。ですので、メリットとしては、特になんもないということ。それから、さらに、この図書館法によった図書館ということにしますと、館長や事務職員を置かなければいけないといったような義務が生じてまいりますので、今回の条例の制定につきましても、国の図書館法による図書館ではないという扱いで、制定をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

### **玉津充議長**

近澤チヅル君。

## 7番 近澤チヅル議員

図書館法に基づかない、今回の条例ということですが、図書館に対する重要性についていうんですか、人件費とか、そういうものは要ると思うんですけども、資料館の条例はあるので、図書館を少し軽く見ているのではないかなという、思われる部分もあるんですけども、そこら辺は図書館法には基づかなくても、重要な施設だと認識されておられると思うんですけども、図書館法に基づかないということで、第3条のですね、事業のところ、図書、記録その他必要な資料は、図書館資料という印があるんですけども、図書館法では、この図書館資料というのは、すごく重要視されておりますけれども、簡単に書いてあるので、基づかないから軽く、図書館資料というのを、あまり重要視した文章にはなっていないように思いますけれども、内容はやっぱり町民に対しては、深く図書館の利用を考えておられると思いますが、そこら辺の経緯、こういう書き方をしているけれども、内容は違うんだらうとは思われますが、そこら辺のところは意気込みといたしますか、どうでしょうか。

## 玉津充議長

宮原生涯学習課長。

## 宮原俊也生涯学習課長

確かにですね、この事業の3条の中で、記載している資料というのは、図書館法に規定されている資料を少し省略しているところがございます。しかしながらですね、ここにあげた図書、記録その他必要な資料というのが、最もメインな部分になってくるものでございまして、これでほとんど言えることができるのではないかというふうに思っております。このような表現にさせていただいております。

今まで軽く見ていたとか、これも見ているのではということなんですけども、こういう表現をしておりますが、法に基づく、基づかないに関わらずですね、やはり図書館というのは、地域にとって重要なものというふうに認識しておりますので、これからも利用の促進、あるいは読書の増加というものに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

## 玉津充議長

近澤チヅル君。

## 7番 近澤チヅル議員

課長の説明で大切なものだというのが、理解できましたが、今回この中にも、どこが主

体的に運用を進めるかというところで、協議会とか、そういうものがないんですけども、大切な部分だと思うんですけども、運営するにあたって、協議会の記述をしなかった理由と、大切なものだというお話でしたが、現行どおり4条のですね、時間は午前9時から午後5時までとなっております。働いている皆さんは、なかなか5時までですと、利用する機会が少なくなると思うんですけども、7時にするとか、そういう議論をされての結果だと思いますが、詳しい説明をお願いします。

### **玉津充議長**

宮原生涯学習課長。

### **宮原俊也生涯学習課長**

図書館協議会なるものは、存在してございませんが、図書館運営審議会でしたか、ちょっとすいません。正式名称をはっきりと記憶してないんですけども、現在もございます。3館の利用、運用状況をですね、精査・検討していただく委員の方に集まっていただきまして、そういうような協議をしてございます。

この条例制定にあたりまして、その必要条項の中にですね、審議会について規定するというのが、必ずしも必要要件にはなってございませんので、その部分については、この規定はさせていただいておりません。その部分については、内規等でもって設置をさせていただいているところでございます。

それから、開館時間につきましてですが、ここにつきましては、やはり職員が、図書館司書を配置してございます。図書館には、それぞれの図書についての専門知識、資格をもった司書を配置してございますが、1人でございますので、やはりこのような時間を基本とさせていただいております。

ただし今回、地域振興会館にはですね、図書室と郷土資料館の2つの施設を移転することになります。それぞれの施設には、それぞれ図書館には図書館司書、それから、郷土資料館には郷土資料館の主事を配置いたしますので、その2人でもって、お昼休み、あるいは、この開館時間の延長というものはできないかということ、現在、調整をしているところでございます。

以上でございます。

### **玉津充議長**

番号を教えてください。

4番 樋口泰生君。

#### 4番 樋口泰生議員

すいません。2点ございまして、1点目は今の、これ総務ですね。私は教民なんで、この点に関しましては、2点ですが、1点目はですね、先ほど課長がおっしゃられました、図書館司書の件ですが、図書館であれば図書館司書を設置するということが、当然かと思うんですが、この室におきましても、その司書の配置というのが、必要なのか、どうなのか。その点が1点目と。

もう1つはですね、改めてこの条例を制定するというので、ちょっと素朴な疑問なんですけど、児童図書室についてでございます。ここに蔵書されている書物というのは、児童専用なのか、児童に関する教育本なのか、そういったところをですね。その疑問は何かと申しますと、児童というと、私の認識では小学生で、中学生・高校生を生徒と呼んでいる認識がございましてですね、であれば中学生の蔵書はここにあるのか、ないのかによって、小学生専用の児童館、児童図書室というイメージがあるんですが、ここで決められるので、改めて今お聞きしたいと、そういう思いでございます。

その2点に関して答弁をお願いします。

#### 玉津充議長

宮原生涯学習課長。

#### 宮原俊也生涯学習課長

図書館司書の件でございますが、先ほどの前者議員の質問にも関連してきますが、図書館法に基づく図書館になりますと、先ほど館長、あるいは事務職員の設置が義務付けられるというふうに申しましたが、実はその図書館司書の設置というのも、義務付けられるものでございます。

ですので、今回、図書館法によらない図書館あるいは室でございますので、司書の設置は義務付けでは、必置ではございませんが、そのそれぞれの、現在もですね、その図書室の良好な運営というものを考えて、図書館司書を配置しているというのが現状でございます。

それから、児童図書館でございますが、こちらは議員おっしゃるとおりにですね、幼児と児童、つまり児童、幼児とそれから小学生を対象にした本を中心に置いております。一部、あることもありますが、ごく少数でございますので、ほとんどは幼児と小学生を対象にした本を置いて、それらのものを対象にしてやっている館でございます。

以上でございます。

**玉津充議長**

質疑される方ありませんか。

番号言ってください。

11番 奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

1点ちょっとお聞きしますが、その図書室における書籍の貸出ですね、あれは紀北町だけになっている、住民の方だけになっているのか。町外の方も貸出を申し込めるようになっているのか、その辺をちょっとお聞きします。

**玉津充議長**

宮原生涯学習課長。

**宮原俊也生涯学習課長**

お答えいたします。

図書室の町内の図書室の図書の貸出については、もちろん町民の方が中心になりますが、付近の町外の方も貸出ができるようにしてございます。それにつきましては、ほとんどですね、付近の、近隣の市町の図書室についても、逆に紀北町の住民の方が借りに行ってもですね、お貸しいただけるという状況になってございます。

以上でございます。

**玉津充議長**

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第8**

**玉津充議長**

次に、日程第8 議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

先ほど人事院勧告に伴い民間との格差をなくするために、改正したということですが、今回、この人事院勧告を100%適用されたのかどうか、まずはじめにお伺いします。

**玉津充議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

お答えいたします。

今回の人事院勧告につきましては、先ほど申し上げました紀北町の町にかかる部分というのがございますが、それ以外にですね、国の制度としましては、給与制度の総合的見直しということで、例えば法務省の業務調整手当とですね、この紀北町には関係してない部分もございますので、それを除きましてはですね、人事院勧告どおりということでございます。

以上でございます。

**玉津充議長**

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

この地方に適するところだけということで、よくわかりました。

次のこの表の中にですね、再任用職員の表もございますが、紀北町には再任用の職員さんをおられないような気がするんですけども、どうなんでしょうか。

**玉津充議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

28年度現在におきましては、そういった再任用の職員はございません。

以上でございます。

**玉津充議長**

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

いないということで、そしてもう1点お伺いします。

正職員の方ですね、現業の方、次の条例で出てくるんですけども、おられない再任用の皆さんも、このように条例で定められておりますが、もう半数以上を占める職員の方ですね、嘱託職員の給料については、規則で、人事院勧告で給料が上がれば、考えるということになっております。昨年度は上がらなかったような記憶がありますが、嘱託職員についても増額を考えておられるのか、お伺いします。

**玉津充議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

議員おっしゃられたとおりですね、嘱託職員の賃金につきましては、人事院勧告を参考にさせていただきながらですね、それを決定していくということでございまして、過去の事例から申し上げますと、平成27年度につきましてはですね、2,300円の増額をさせていただきました。

それと、28年度につきましても、2,500円の増額ということでございまして、人事院勧告を参考にさせていただいてですね、給与のアップという部分では、させていただいております。

今回もですね、これは平成29年度についてはですね、この辺りも勘案しながら、考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**玉津充議長**

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第9**

**玉津充議長**

次に、日程第9 議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

---

## **日程第10**

### **玉津充議長**

次に、日程第10 議案第59号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

### **7番 近澤チヅル議員**

60ページですね、附則のところ、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例と、先ほども課長から説明がありました。

医療費の控除というところですので、厚生労働省のほうの資料の中に載っていたんですけども、セルフメディケーション条例というらしいです、これね。それによりますと、この医療費の控除の特例は、健康の維持増進及び疾患の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、来年1月1日以降、スイッチOTC薬品を用いたら、利用できるということですので、そこのところで、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

はじめの、健康の維持増進及び疾患の予防への取り組みとしての、された個人が行うということなんですけれども、具体的には特定検診とか、そういうものをしてなくては、この特例は受けられないのかなと思いますが、詳しい説明ですね、そして、特定検診などの受ける場合、受けたという証明は、どこがどのように出すのかなという思いがありますので、詳しく説明をお願いします。

### **玉津充議長**

中村税務課長。

### **中村吉伸税務課長**

対象者のほうにつきましては、自己と生計を一にする配偶者、その他の親族、ただし次の検診または予防医療を受けていることを要件とする条件のほうがあります。その要件としましては、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診などがあります。また、その対象となりましては、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品で、風邪薬、胃腸薬、肩こり、腰痛の湿布薬、約1,500点程度になります。

それで、その対象者がどういうふうに予防接種を受けたか、どうか。そういうところについては、現在まだ示されてはおりません。それで、今の中でいきますと、また制度のほうがレシートというんですかね、レシートのほうで印を付けられて、控除としては平成30年度から平成34年度になるものですから、その詳しい内容のほうについては、これから厚生労働省として示されるんだと思っています。

以上でございます。

#### **玉津充議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

どのように証明されるかって、特定検診とかですね、受けている方でないと、受けられないようですけども、そこら辺の答弁が、これからというところで、理解していいのかなというところと、まだはっきりしてないんですよ。

そして、もう1つ、説明の中にもですね、今まで医師の処方箋が必要やった薬品を、医師の処方箋がなくても薬局で買えるようになって、その薬を買った場合、先ほど領収書にもついているんですけども、買う場合ですね、これがそうなのかどうなのかというのは、領収書を見るまでわからないでは、なかなか難しいと思うので、たぶんなんかの表示がされるんだと思いますが、そこら辺はどうなっているのかということと。

この変わったこの制度をですね、実施は30年の申告からになりますけど、1年前、来年の29年度の1月から、その領収書とかを保管しておいたら、有利になるわけですので、その表示っていうんですか、がどのようにされるのかと。この制度を皆さんに、早急にお知らせしなくてはいけないと思うんですけども、そのところは、どのような計画があるのか、お伺いします。

#### **玉津充議長**

中村税務課長。

#### **中村吉伸税務課長**

控除対象製品ということが、どういったことかという質問なんですけども、購入者がどの薬がOTC薬の対象となるか、その商品はどういったことになるかという質問だと思うんですけど、商品が簡単に判別できるように、日本一般医薬品連合会では、製品パッケージに共通する共通認識マークを公表しております。そのマークとしては、自主服薬、税控除対象といったマークでございます。

また、そのマークが、どういうふうに税の申告のときに、必要なかというのは、厚生労働省は薬局などに対してレシートなどに星印を付けもらおうと、その中で控除対象であることを明示するように、指導しているので、レシートで判断をすることができるようになります。

また、住民の方への周知のほうについては、条例が通ってから、平成29年1月1日以降のレシートから必要やもんですから、また、広報等を通して、周知していきたいと、そういうふうに思っています。

以上でございます。

#### **玉津充議長**

税務課長、質問ではなくて、質疑ですので、はい。

よろしいですか。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

---

### **日程第11**

#### **玉津充議長**

次に、日程第11 議案第60号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第12

### 玉津充議長

次に、日程第12 議案第61号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

---

### 玉津充議長

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時まで休憩とします。なお、一般質問の締め切りは、午後1時となっておりますので、まだ提出されていない方は、締切時間内に提出をお願いします。

(午前 11時 48分)

---

### 玉津充議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

## 日程第13

## 玉津充議長

次に、日程第13 議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

なお、質疑は歳入及び歳出を一括で行います。

質疑される方は、必ずページ数を述べてから、質疑するようお願いいたします。

それでは、質疑される方はありませんか。

平野隆久君。

## 14番 平野隆久議員

2点お伺いします。

歳出の23ページで、工事請負費で放課後児童クラブ対策事業ということで、先ほどの説明では、改修ということの説明していただいたんですが、具体的に、どのようなところを考えておられるのかということと。

あともう1点、36ページ、教育費の中で、この修繕料ですね、小学校校舎等施設営繕事業ということなんですけども、この351万6,000円、これの積算根拠というか、どういうふうなところが、内容として考えておるのか。また、中学校のほうの費用は出てないですけど、今回は小学校のみということでよろしんでしょうか。その2点についての答弁を求めます。

## 玉津充議長

堀福祉保健課長。

## 堀秀俊福祉保健課長

それでは、放課後児童クラブのほうのご質疑から、答えさせていただきます。

海山のですね、放課後児童クラブ、あおぞらクラブの海山の教室と申しますか、それをするところですね、これまで多目的広場の管理棟を、平成22年からお借りしてですね、やってきておまして、ところがご承知のように、健康増進施設の建設ということで、ただいま町民センターの1室を借りて、今、実際に放課後児童クラブを実施しております。

それでですね、ところがですね、はじめに多目的広場の管理棟をお借りする時に、急きょというところがございまして、やがてはですね、適地を探してですね、そこへ移設と申しますか、移さなければならないなということでありましたので、今回この機会に、元へ戻す、多目的のところへ戻すということではなくて、放課後児童クラブを実施するにあたって、どこが適地なのか。どこがいいのかというのを、いろんなことで、条件の中で考え

合わせまして、今回ですね、来年の4月から予定なんですけど、相賀小学校の体育館の2階のサブアリーナがありますが、そこをですね、区切らせて、壁等で区切らせていただいて、あと冷暖房等も配備しまして、そこで行ってもらうように改修したいということで、この費用をあげてございます。

以上です。

#### **玉津充議長**

宮本学校教育課長。

#### **宮本忠宜学校教育課長**

小学校費の小学校施設等修繕事業で、補正をお願いしておりますのは、例えば、三浦小学校で、プール漏水の修繕でありますとか、職員室のエアコン修繕、赤羽小のプールのろ過機のポンプのモーター修理など、19件の修繕を考えております。

また、中学校の修繕費につきましては、今のところはございませんか。

以上でございます。

#### **玉津充議長**

平野隆久君。

#### **14番 平野隆久議員**

1点目の放課後児童クラブ対策事業なんですけども、これは相賀小の体育館の2階ということでしたけども、あそこは確か、もし避難する時の場所ということで、想定されたところでは、場所じゃないんかと思うんですけど、今回この放課後クラブ対策、あおぞらクラブですか、これを常設するということになる、そこら辺の兼ね合いは、どうなっていくのか、その点についての答弁を求めます。

#### **玉津充議長**

堀福祉保健課長。

#### **堀秀俊福祉保健課長**

お答えさせていただきます。

確かに、避難場所に指定されておましてですね、ただ、平常時には、放課後児童クラブとして使わせていただいて、もちろん災害時には、子どもたちがいるということではありませんもんで、皆一緒に避難するということがあっても、避難場所として使ってもらえるような体系も整えておりますんで、平常時に活用させていただくということで、改修をさせていただくということでございます。

**玉津充議長**

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第14**

**玉津充議長**

次に、日程第14 議案第63号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号) を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第15**

**玉津充議長**

次に、日程第15 議案第64号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第  
2号) を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第16

### 玉津充議長

次に、日程第16 議案第65号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第17

### 玉津充議長

次に、日程第17 議案第66号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は、全て終了しました。

委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩いたします。

委員会付託表を配付してください。

（委員会付託表の配付）

### 玉津充議長

再開します。

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### **玉津充議長**

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、12月7日、水曜日は総務産業常任委員会。12月8日、木曜日は、教育民生常任委員会の開催ということであります。

開催時間はいずれも9時30分からの開催となります。

委員会の運営にあたっては、各常任委員長において、取り計らいくださるようお願い申し上げます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

---

### **玉津充議長**

本日はこれで散会します。

(午後 1時 10分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成29年3月2日

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル